



## 就職・進学等支度支援金助成事業の手引き

児童養護施設等入所児童就職・進学等支度支援金（以下「支度支援金」という。）助成事業についての留意点を列挙していますので、下記事項に十分留意のうえ助成申請等をしてください。

### 【対象施設等及び対象児童】

対象施設等：児童養護施設、自立援助ホーム、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が所属する地区里親会

対象児童：上記対象施設等に入所している児童等<sup>等</sup>で、助成要綱第3条に定める要件に該当し、退所または委託解除後に就職・進学・自立する児童等とします。

（注1）対象児童には19歳、20歳の者等を含みます。

（注2）年度途中で退所、委託解除となり就職・進学・自立する児童等については、初年度である平成28年度は平成28年5月31日に在所する児童等を対象とします。

平成29年度以降は当該年度の5月末までに退所、委託解除となり就職・進学・自立する児童等も対象となります。

（注3）地方公共団体や民間団体の助成金対象児童等<sup>等</sup>も、この助成事業の対象児童とすることができます。

### 【助成額】

対象児童が就職・進学等するにあたって、対象施設等が対象児童に支給する支度支援金について、1人あたり150,000円を限度として予算の範囲内で助成します。（児童への助成は1回限り）

### 【申請等の時期】

- ・助成申請書提出：5月最後の平日が締切（初年度：平成28年5月31日）
- ・変更交付申請書提出：8月末まで
- ・助成決定通知：9月末頃
- ・助成金交付申請：10月20日（20日が休日の場合は休日前の金曜日）まで
- ・助成金交付：10月末
- ・事業実績報告書提出：翌年の3月末まで



## 【就職・進学予定の変更】

児童に支度支援金を交付した後、就職・進学等できずに措置延長となった場合でも、児童に対し支度支援金の返還を求めず、次の就職・進学等の支度支援金とみなすことができます。

## 【助成申請書（様式1）】

### 団体・法人名（対象施設名）

共同募金の助成を受けて事業を実施される団体・法人名、対象施設名、里親会の名称を記入してください。

### 代表者職・氏名

団体・法人の代表者の役職名（会長、代表、理事長等）及び氏名を記入してください。

### 助成申請額

助成対象児童一人あたり150,000円を限度とし、助成申請の総額を記入してください。

### 助成対象児童名

児童の名前、性別、生年月日を記入してください。

### 児童相談所の推薦

助成対象児童が支度支援金助成要綱第3条の規定に該当する児童であることについて、所管の児童相談所長の推薦であることが確認できるよう助成申請書に児童相談所長の公印をもらってください。

## 【助成変更申請書（様式2）】

### 変更助成申請額

変更後の助成申請の総額を記入してください。

### 変更前対象児童名および変更後助成対象児童名

いずれも助成対象児童全員を記入してください。

### 児童相談所の推薦

新たに対象となる児童が含まれる場合にのみ必要です。従って既に推薦を受けた児童を減らす場合には、推薦は必要ありません。



## 【事業実績報告書（様式4）】

### 助成事業の概要

交付方法は、口座振り込み、現金手渡しなどを記入してください。

なお、本人が受領したことが確認できる受領印のある受領書を添付してください。口座振り込みの場合は利用明細の写しでよろしいです。